

水と緑とゆとりある公園墓地

姫路市営 姫路西霊苑（第1・2期）

使用者募集案内



姫路西霊苑(第1・2期)使用者募集案内

1. 募集区画及び永代使用料・永代清掃料(市内居住者)

姫路西霊苑		面積	永代使用料		永代清掃料
			一括納付	分割納付	
2区・3区 (第1期)	1B ～ 4B	4.0㎡	1,000,000円	1,050,000円	104,000円
	5区 (第2期)	1B	4.0㎡	1,000,000円	1,050,000円
～		5.9㎡	1,475,000円	1,548,750円	156,000円
2B		6.0㎡	1,500,000円	1,575,000円	156,000円

※貸付区画の図面は、姫路西霊苑及び名古屋山霊苑管理事務所に用意しています。

市外居住者の永代使用料は、上記の50%増しです。

市内居住者とは、申込み時点において、3ヶ月以上継続して本市に住所を有する方(住民登録をしていること)。

2. 申込み受付

① 場所 〒679-4233 姫路市林田町下伊勢766番地

姫路西霊苑管理事務所 Tel 269-1445

〒670-0051 姫路市名古屋山町14番1号

名古屋山霊苑管理事務所 Tel 297-5030

② 日時 毎日 9時から17時まで

(12月29日から翌年1月3日、2月1日から3月31日は除く)

3. 申込みに際しての注意事項

(1) 1人で2区画以上の申込みはできません。ただし、5区(第2期)については、同一世帯で2区画まで申込みできます。(同一世帯の2人の申請者が、それぞれ墓碑を建立するために申込みすることが可能です。)

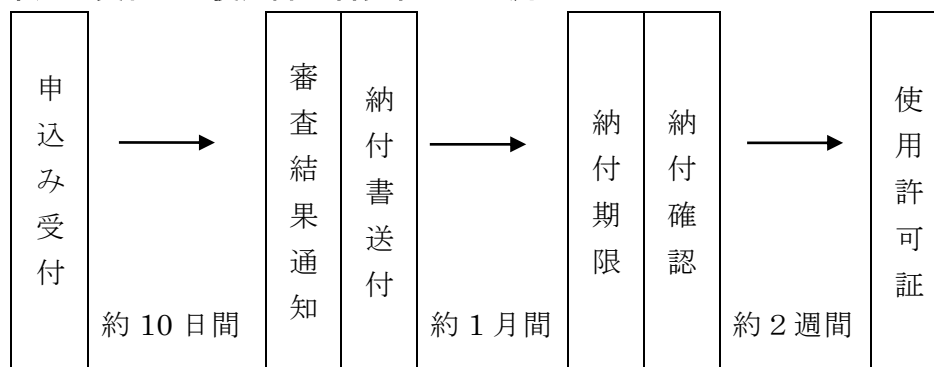
(2) 市外居住者は、市内居住者を管理人と定め、連署で申込みしてください。(管理人がいないと申込みできません。)

(3) 使用許可後、3年以内に墓碑を建立しなければなりません。

4. 申込みに必要な書類等

- (1) 霊苑使用許可申請書（えい地台帳）
- (2) 霊苑使用料分割納付申請書（分割納付希望の方のみ）
[(1) (2) ・ ・ 姫路西霊苑及び名古屋山霊苑管理事務所に備えています。]
- (3) 申請者の住民票の写し（本籍地の記載のあるもの） ・ ・ ・ ・ ・ 1通
*市外居住者は、市内に住所を有する管理人の住民票の写し ・ ・ ・ ・ ・ 1通
- (4) 印鑑（認め印）

5. 申込み受付から使用許可書発行までの流れ



6. 永代使用料・永代清掃料について

- (1) 一括納付の場合は、納期限までに全額納入してください。
- (2) 分割納付の場合（所定使用料の5%増し）は、10ヵ月10回均等で納入してください。ただし、永代清掃料は初回に全額納入してください。
また、繰上納入された場合でも、永代使用料の減額はできません。

7. 霊苑使用許可証

- (1) 一括納付の場合は、永代使用料、永代清掃料の完納確認後、郵送します。
- (2) 分割納付の場合は、永代使用料の1回分と永代清掃料の納付確認後、郵送します。（ただし、完納後でなければ墓碑の建立はできません。）

8. 墓碑の建立に際しての注意事項

- (1) 墓碑建立をする時には、工事承認願（霊苑使用許可証等を添付）を姫路西霊苑管理事務所に提出してください。
墓碑は、「姫路市霊苑墓碑等施設基準」に適合したものを建立してください。
墓碑は、区画プレートを正面として建立してください。
- (2) 1区画には、1基の墓碑しか建立出来ません。
- (3) 墓碑は、申請者名で建立（刻字）してください。
- (4) 姫路市では申込申請や墓碑建立に特定の業者を指定していません。

9. その他の注意事項

① 使用許可の取消

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 許可を受けた目的以外にえい地を使用したとき。
- (2) 使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき。
- (4) 許可を受けた後、ふん墓の造営をしないで3年を経過したとき。
- (5) 市長の命じた使用場所の施設の維持及び保護をしないで放任のまま5年を経過したとき。
- (6) 偽りその他不正な手段により使用料の徴収をまぬがれたとき。
- (7) 法令又は姫路市霊苑条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

(注) 霊苑の使用許可を取り消されたときは、直ちにその場所を自己の費用をもって原状に回復し、返還しなければなりません。

② 使用権の消滅

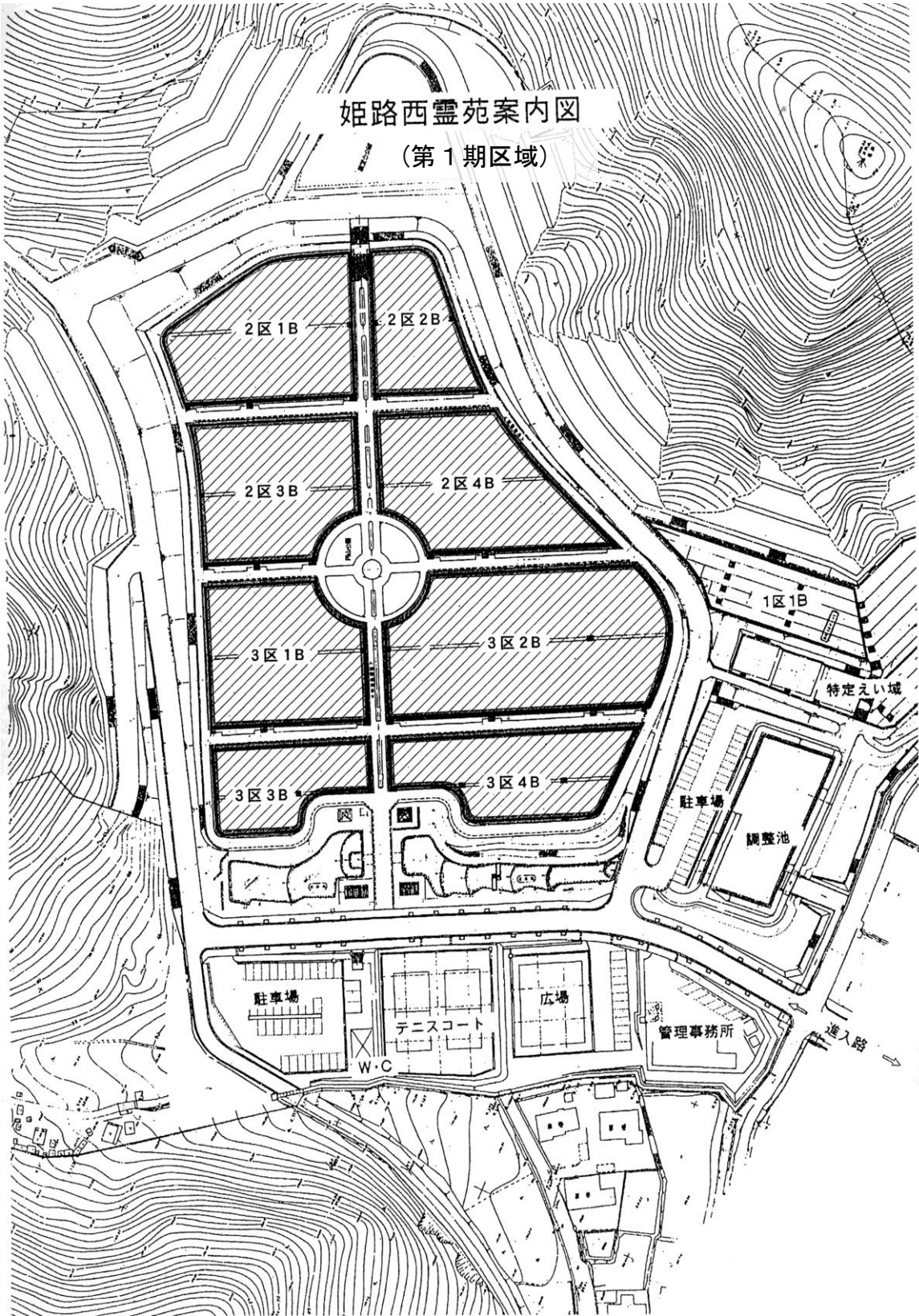
次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。

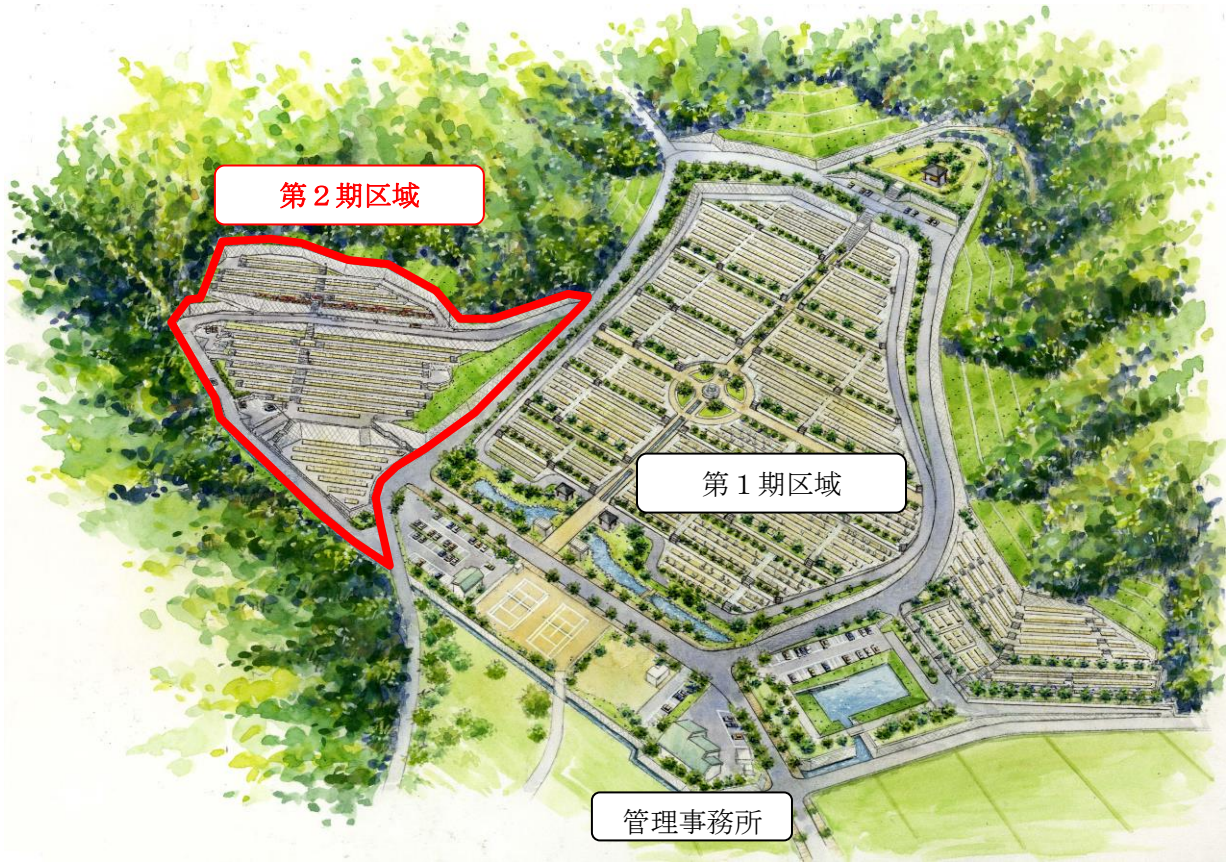
- (1) 使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者等祖先の祭しを主宰する者がいないとき。
- (2) 使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

③ 墓地の返還について

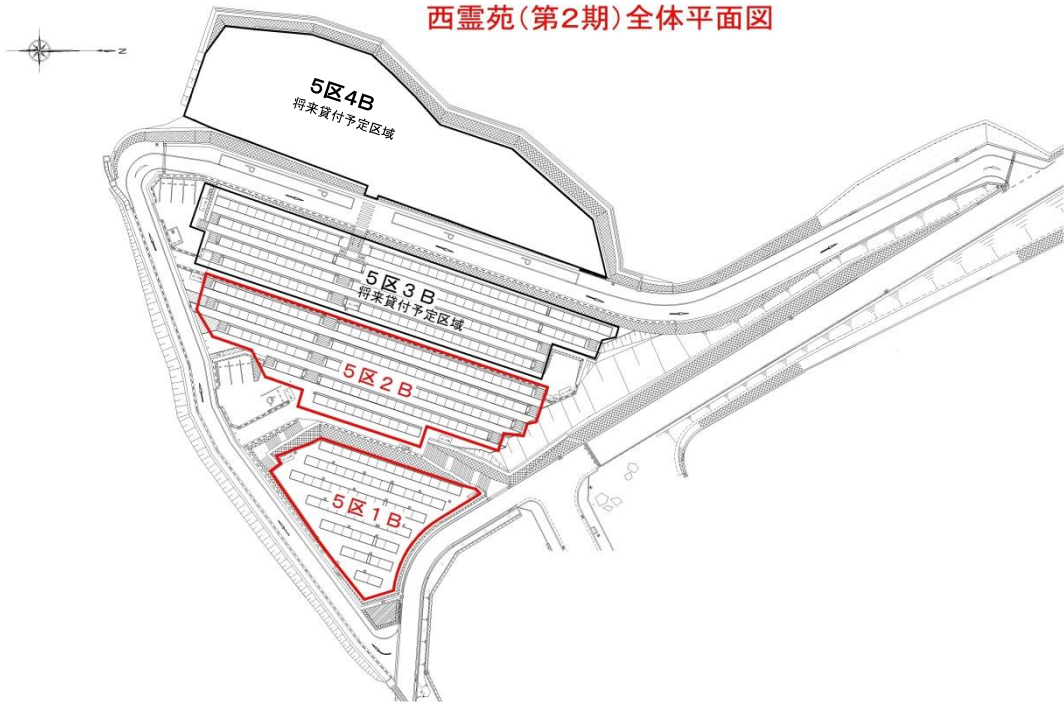
墓地が不要になったときは、市長に届け出て、その場所を原状に回復し返還しなければなりません。

姫路西霊苑案内図
(第1期区域)





西靈苑(第2期)全体平面図



所在地のご案内

姫路市林田町下伊勢 766 番地



交通アクセス

- ・ 姫路北バイパス下伊勢ランプより車で約3分
- ・ 姫路駅より 神姫バス姫路駅北口乗車 伊勢茶屋下車 徒歩5分